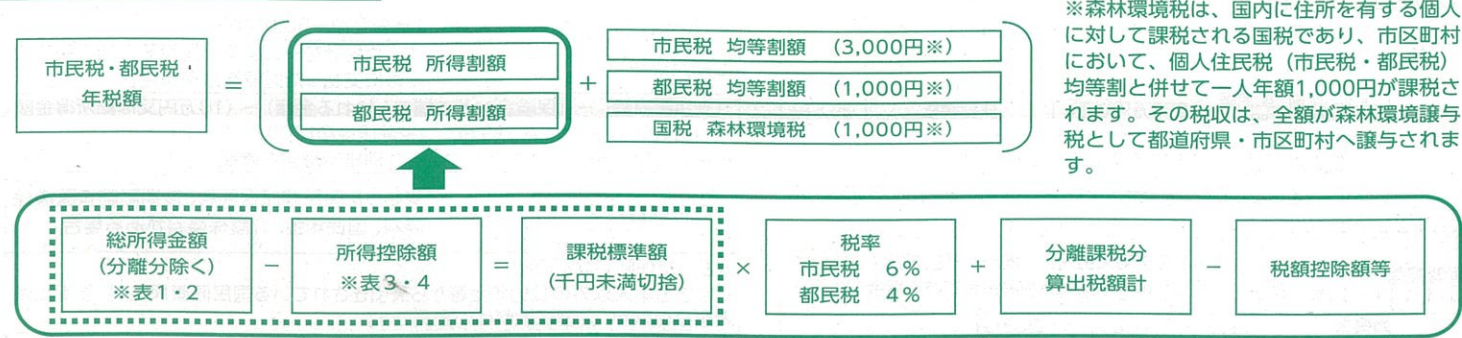


表3 続き

特定親族特別控除	生計を一にする大学生世代の子等の親族（令和7年12月31日時点で19歳以上23歳未満）*をもつ親等が受けられる所得控除 *（平成15年1月2日生～平成19年12月31日生）	
特定親族の合計所得金額	特定親族特例控除額（住民税）	記号（申告書に記載ください）
58万円超85万円以下（給与収入123万円超150万円以下）	45万円	63
85万円超90万円以下（給与収入150万円超155万円以下）	45万円	61
90万円超95万円以下（給与収入155万円超160万円以下）	45万円	51
95万円超100万円以下（給与収入160万円超165万円以下）	41万円	41
100万円超105万円以下（給与収入165万円超170万円以下）	31万円	31
105万円超110万円以下（給与収入170万円超175万円以下）	21万円	21
110万円超115万円以下（給与収入175万円超180万円以下）	11万円	11
115万円超120万円以下（給与収入180万円超185万円以下）	6万円	6
120万円超123万円以下（給与収入185万円超188万円以下）	3万円	3

市民税・都民税の算出方法について



税額控除について

- 【調整控除】
所得割額から次の金額を控除します。
・合計課税所得金額が200万円以下の場合
以下の①、②のいずれか少ない金額の5％（市民税3％・都民税2％）
①所得税との人的控除額の差の合計額
②合計課税所得金額
・合計課税所得金額が200万円を超える場合
{（所得税との人的控除額の差額の合計額）－（合計課税所得金額－200万円）}
の5％（市民税3％・都民税2％）（この金額が2,500円未満の場合は2,500円）
※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。
- 【寄附金税額控除】
地方公共団体、東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部、市・都の条例で指定した法人への寄附金は、2千円を超える金額を控除対象とし、一定の限度額まで所得割から控除します。
・基本控除
（寄附金－2,000円）×10％（市民税6％・都民税4％）
※寄附金は総所得金額等の3割が上限です。
※条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。
都道府県が指定した寄附金は4％、市区町村が指定した寄附金は6％（都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10％）
・特例控除（寄附金－2,000円）×（90％－所得税で課税された税率×1.021）
※地方公共団体への寄附がある場合のみ適用される控除です。
※控除額は所得割額の2割が上限（市3/5、都2/5）
- 【配当控除】
総合課税において配当所得がある場合、次の算式で求められた金額を所得割額から控除します。
配当所得×控除率（市民税1.6％・都民税1.2％）
なお、課税所得金額が1,000万円を超える場合や、証券投資等については控除率が異なります。
- 【住宅借入金等特別税額控除】
対象者：前年分の所得税において、平成28年以降の入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた方
控除額：次の①と②のうち、いずれか少ない金額（市3/5、都2/5）
①住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額
②所得税の課税総所得金額等＋（所得税の基礎控除額-48万円）の5%0円未満の場合は0円とする。（上限97,500円）
※ただし、平成28年4月以降に入居し、令和3年11月末までに契約締結したもので、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合には、原則7%を乗じて得た金額を控除（上限136,500円）
控除対象期間：平成28年から令和7年入居者…10年間
※令和元年10月1日から令和7年12月31日までに、消費税10%で取得した住宅へ同期間中に入居した方については、控除対象期間が3年間延長されます。

【以下の事項につきましてはお問い合わせください】

- ・分離課税所得を市民税・都民税で申告される方（別紙申告書が必要となります。）
- ・配当割額、株式等譲渡所得割額控除

令和8年度 市民税・都民税申告書の書き方

◎申告書の書き方について

住所、氏名、生年月日を記入してください。

また、申告書の提出の際は、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

- ①マイナンバーカードをお持ちの方
マイナンバーカードの提示又は写しの添付
- ②マイナンバーカードをお持ちでない方
マイナンバーが記載された住民票、マイナンバー（個人番号）通知カード ※+本人確認書類（運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード）の提示又は写しの添付

※通知カードは記載内容が、住民票に記載されている事項と一致する場合のみ証明書類として使用できます。

◎所得と控除の記入について

「1. 所得金額」欄、「2. 所得から差し引かれる金額」欄の赤い太枠内に該当する金額等をご記入ください。

「1. 所得金額」欄

・申告書の表面に記入する所得

給与	給与、賃金及び賞与等 ①源泉徴収票は添付又はご持参ください。 ②源泉徴収票がない方は申告書裏面にある「4. 給与収入の内訳」に記入してください。	
	公的年金	公的年金等・恩給等 （遺族年金や障害年金を除く）
雑	業務 その他雑	副業に係る収入のうち、営利を目的とした継続的なもの。 他の所得に当てはまらないもの。 申告書裏面にある「6. 雑所得（公的年金以外）に関する事項」に内訳を記入してください。

・申告書の裏面も併せて記入する所得

営業等	卸売業・製造業・外交員等
農業	農産物の生産・果樹などの栽培
不動産	家賃・地代など
配当	株式等による配当金、分配金等
譲渡・一時	分離課税による譲渡以外の譲渡
	生命保険契約等に基づく一時金

「2. 所得から差し引かれる金額」欄

該当する所得控除について、金額または必要事項を記入してください。各所得控除の必要書類については、申告書の手引き3ページをご覧ください。また、本紙3、4ページに市民税・都民税の計算方法や各所得控除の金額や計算方法等を掲載しております。

- ・申告書表面に記載があります「配偶者の合計所得金額」につきましては、配偶者特別控除の申告をされるときにのみご記入ください。
なお、所得金額は収入金額から必要経費や給与所得控除額、公的年金等控除額等を差し引いた後の金額となりますので、ご注意ください。
- ・特定親族特別控除が令和8年度から新設されました（詳細は表3の特定親族特別控除をご確認ください）。該当する場合は、扶養親族欄にあります「特親」区分に該当する記号をご記入ください。

◎収入のなかった方の記入について

前年中に収入のなかった方は、申告書裏面「12. 収入のなかった方へ」欄に記入してください。

1～4の内容に当てはまるものがない時は、「5.その他」に生活状況を具体的に記入してください。

収入がなかった場合でも、非課税証明書を必要とされる方、国民健康保険に加入されている方、各種行政サービスを受けている方、公営住宅の収入状況報告をされる方は、申告書を提出してください。

表2 公的年金等所得の速算表

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下		
受給者の年齢	公的年金等収入金額 (B)	公的年金等所得金額
65歳未満の方 (S36.1.2以後 に生まれた方)	0円～1,299,999円	(B) - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(B) ×75% - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(B) ×85% - 685,000円
	7,700,000円～10,000,000円	(B) ×95% - 1,455,000円
	10,000,000円超	(B) - 1,955,000円
65歳以上の方 (S36.1.1以前 に生まれた方)	0円～3,299,999円	(B) - 1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(B) ×75% - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(B) ×85% - 685,000円
	7,700,000円～10,000,000円	(B) ×95% - 1,455,000円
	10,000,000円超	(B) - 1,955,000円

表4 所得控除一覽

雑損控除	災害や盗難によって住宅や家財などに損害を受けた場合
次の①、②のいずれが多い額	
① (前年中の損失の金額) - (保険金などで補てんされる金額) - (総所得金額等 × 10%)	
② 損失の金額のうち、災害関連支出の金額 - 50,000円	
医療費控除	本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費がある場合
(支払医療費) - (保険金などで補てんされる金額) - (10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない金額) 【控除限度額】200万円	
※セルフメディケーション税制については別紙明細書を参照	

社会保険料控除 支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金、介護保険料がある場合

支払った保険料などの額		
※申告者本人以外の公的年金等から天引きされている国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料は対象外です。		
小規模企業共済等掛金控除		支払った小規模企業共済等掛金がある場合
支払った掛金の額		
生命保険料控除		支払った一般生命保険料、個人年金、介護医療保険料がある場合
○旧契約（平成23年12月31日以前の契約に適用）		
	支払金額	住民税控除額
(1) 生命保険 個人年金	15,000円以下	支払額全額
	15,001円～40,000円	×0.5+7,500円
	40,001円～70,000円	×0.25+17,500円
	70,001円以上	一律35,000円
○新契約（平成24年1月1日以降の契約に適用）		
	支払金額	住民税控除額
(2) 生命保険 個人年金 介護医療保険	12,000円以下	支払額全額
	12,001円～32,000円	×0.5+6,000円
	32,001円～56,000円	×0.25+14,000円
	56,001円以上	一律28,000円
※一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除について、新契約と旧契約で保険料控除の適用を受ける場合の控除額は、次に掲げる金額の合計額（限度額28,000円）です。		
・旧契約の支払保険料について、上記（1）により計算した金額		
・新契約の支払保険料について、上記（2）により計算した金額		
一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除を合計した控除の限度額は70,000円です。		
地震保険料控除		支払った地震保険料又は旧長期損害保険料がある場合
	支払金額	住民税控除額
(1) 地震保険のみ	50,000円以下	×0.5
	50,001円以上	25,000円
(2) 旧長期のみ	5,000円以下	支払額全額
	5,001円～15,000円	×0.5+2,500円
	15,001円以上	一律10,000円
(1) (2) 両方ある場合	(1) (2) でそれぞれ計算した合計額 (限度額25,000円)	
基礎控除		本人の合計所得金額に応じて、控除額が変動する
所得割の納税義務者の合計所得金額		基礎控除額
2,400万円以下		43万円
2,400万円超2,450万円以下		29万円
2,450万円超2,500万円以下		15万円
2,500万円超		適用なし

3